



議案第 二十 号

三朝町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の
一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議
会の議決を求めらる。

昭和五十三年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を

改正する条例

三朝町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条関係）

階級	年報報酬	階級	年報報酬
団長	八五〇〇〇円	分団長	一二〇〇〇円
副団長	三五〇〇〇円	副分団長	一一〇〇〇円
地区団長	三五〇〇〇円	班長	一〇〇〇〇円
地区副団長	三五〇〇〇円	副班長	九〇〇〇円
地区本部長	二五〇〇〇円	団員	八〇〇〇円

別表第二中「三〇〇〇円」を「二二〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。